

山陽小野田市農業委員会

第9回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年3月10日午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 山陽総合事務所内厚狭公民館2階第1研修室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

12 村上 雅彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 33号 農地法第3条 権利の移動

議案第 34号 農地法第4条 転用

議案第 35号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 36号 現況証明願い

報告第 15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 37号 農用地利用集積計画について

議案第 38号 農用地利用配分計画の案について

議案第 39号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について

報告第 16号 非農地判定による通知について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第9回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員は村上委員です。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の議事録署名委員は5番森田委員と6番田中委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第33号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。なお、番号23及び番号24は、譲渡人及び集落が同一ですので、一括して説明してください。</p>
局長	<p>今月の農地法第3条の許可申請は5件です。</p> <p>議案第33号番号23及び番号24について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、埴生支所から西へ約1.0kmに位置する農用地内の農地です。</p> <p>公図は3ページ及び5ページをご覧ください。</p> <p>申請内容は1ページの番号23及び番号24のとおりです。</p> <p>本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から、個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。</p>
9番	<p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>3月4日に事務局2名と緒方委員、私の4名で確認をさせていただきました。</p> <p>現地の場所等は事務局から説明がありましたので省略させていただきます。</p> <p>まず番号23から説明させていただきます。</p>

周辺の状況は、東側が道路で北側と南側は草地となっていました。
近いうちにモアで刈るとの事でした。

譲渡人は高齢のため維持管理が困難なため譲渡するそうです。

譲受人は 1.1ha を耕作しており、農業機械も揃っていることから耕作可能です。

続いて番号 24 に移ります。

こちらは北側も南側も、草地の状態となっていました。

申請地は草刈済で、境界も畦畔で容易に確認できる状態です。

先程と譲渡人は一緒ですので、高齢のため維持管理ができないとの事です。

譲受人は 15.7ha を耕作しており、農業機械も揃っていることから特に問題なく耕作可能と思います。

以上で現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 33 号番号 23 及び 24 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 25 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 33 号番号 25 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 1.2 k m に位置する農用地外の農地です。

公図は 7 ページをご覧ください。

申請内容は 1 ページの番号 25 のとおりです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は北側と東側が宅地で、西側には申請者の田んぼがあります。

保全管理中の状態でした。

南側に関しては駐車場となっています。

申請地の状況は保全管理中でした。

譲渡人は農地の管理が困難であることから譲渡するそうです。

譲受人は現在 2300 m² を耕作中で、農業機械も揃っていることか

議長 議案第 33 号番号 25 に賛成の方の挙手を求めます。
以上で報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
(全委員挙手)
全員賛成により承認することといたします。
次に番号 26 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 33 号番号 26 について議案書をもとに説明いたします。
8 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 1.1 k m に位置する農用地内の農地です。
公図は 9 ページをご覧ください。
申請内容は 1 ページの番号 26 のとおりです。
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 9 番 次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
場所は東下津地区となります。
周辺の状況は水稻が作付してあったとの事です。申請地の状況は水田で、道路を挟んで両側にあり、綺麗に管理されていました。

議長 譲渡人は市外に居住しており、維持管理が困難なことから譲渡することにしたそうです。譲受人は 3.2ha を耕作しており、農業機械等も揃っていることから耕作可能だと思います。
以上で報告を終わります。

局長 何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 33 号番号 26 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認することといたします。
次に番号 27 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 33 号番号 27 について議案書をもとに説明いたします。
11 ページをご覧ください。
申請地は、総合事務所から南へ約 1.0 k m に位置する農用地外の農地です。
公図は 12 ページをご覧ください。

申請内容は 11 ページの番号 27 のとおりです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 現地の報告をさせていただきます。先ほど説明した件と同様に東下津地区となります。

入口が宅地とその反対側が雑種地となっています。その入り口を入ると、拓けており、周りは管理された田となっていました。

申請地の状況は水稻が植えてあった形跡のある田でした。

譲渡人は農業をしておらず、維持管理が困難であることから譲渡するとの事で、譲受人は 2.7ha を耕作しており、農業機械等も揃っていることから耕作可能であると思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 33 号番号 27 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

議案第 34 号番号 3 について議案書をもとに説明いたします。

14 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 0.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、13 ページの番号 3 のとおりです。

公図は 15 ページ、土地利用図は 16 ページ乃至 19 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

現地は厚狭駅南部の区画整備された一角にあります。

申請地の状況は栗の木が植えてありました。

雨水処理に関しては西側の道路側溝へ排水します。

汚水に関しては公共下水に接続します。

埋立法面の処理は埋立を行わないためありません。
申請地への進入路の位置は図面西側からで、市道から進入する形になります。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。
境界については測量杭で確認しています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 34 号番号 3 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。
次に議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長

事務局の説明を求めます。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件です。
議案第 35 号番号 25 について議案書をもとに説明いたします。
21 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から東へ約 0.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、20 ページの番号 25 のとおりです。
公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側が宅地、西側が道路で北側と東側には保全管理中の畑地が広がっていました。

申請地の状況は、西側の半分がコンクリート張りの状態になっていました。残りの部分は畑の状態でした。

雨水処理に関しては自然流下との事でした。
汚水に関しては発生しません。

埋立法面の処理に関しては、北側をブロックで 4 段積みするとの事でした。

申請地への進入路の位置は図面の西側になります。
境界に関しては境界杭と既設構造物で確認できています。

議長 以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。
何か質問はありませんか。
(6番委員挙手)
どうぞ。

6番議長 以前申請が出て却下されたところですか。
事務局お願いします。

局長 前回、今回の部分のところに後に追加で申請を出すとの事で申請がありましたので、そちらを一度却下して今回追加の部分もあわせて申請をしてもらった次第です。
22ページをご覧いただくとわかるかと思いますが、3ヶ月前に申請があったのは759-3の部分だけでしたが、現地は759-4の一部までセメント張りがしてあったため、そこも含めて申請を出していただくようお願いをし、今回の土地利用計画図のような計画を立てられて、申請をされたということになります。

議長 今の説明でよろしいでしょうか。
6番 わかりました。大丈夫です。
他に質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第35号番号25に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認することといたします。
次に番号26について事務局の説明を求めます。

局長 議案第35号番号26について議案書をもとに説明いたします。
24ページをご覧ください。
申請地は、埴生支所から南東へ約2.0kmに位置する第1種農地です。
申請内容は、20ページの番号26のとおりです。
公図は25ページ、土地利用図は26ページ及び27ページをご覧ください。
本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。
9番 現地の報告をさせていただきます。
場所は津布田の中塚地区です。
周辺の状況は、西と南側が宅地で、東側は市道で北側には高い土

手とその上に幅の狭い道路があり、その先は田となっていました。

申請地の状況は保全管理中の一枚の田でした。

雨水処理に関しては、溜枡で西側の水路に排水するとの事です。

汚水は浄化槽で処理し、西側水路に流します。

埋立法面の処理は15cm埋立を行い、土手にするとの事です。

進入路は車庫の前からとなります。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界に関しては境界杭と既設構造物で確認できています。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第35号番号26に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号27について事務局の説明を求めます。

局長 議案第35号番号27について議案書をもとに説明いたします。

28ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から北東へ約0.7kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、20ページの番号27のとおりです。公図は29ページ、土地利用図は30ページ乃至32ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況につきましては、南側が農道で、それ以外は田となっていました。

申請地の状況は、耕作中の圃場となっております。

雨水処理に関しては東側水路に排水します。

汚水に関しても東側水路に排水するとの事です。

埋立法面の処理は、西側エリアをブロックで、北側と東側に関しては土羽処理を行うとの事です。

申請地への進入路は図面東側に取り付けるようになっています。道幅は4m確保するとの事です。

境界につきましては境界杭で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 35 号番号 27 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第 36 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長 今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 36 号番号 8 について議案書をもとに説明いたします。

34 ページをご覧ください。

申請地は総合事務所から北東へ約 0.5 k m、農用地外にあります。

公図は 35 ページをご覧ください。

申請内容は 33 ページの番号 8 のとおりです。

本件は、昭和 43 年頃から進入路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

公図を見ていただければわかるかと思いますが、申請地は昭和 43 年ごろに埋立を行い、自宅への進入路として利用していたとの事でした。

周辺の状況は、北側と南側が宅地、西側が道路で、東側の宅地への進入路となっています。

申請地の状況は、進入路として利用されています。

以上の事から農地性はなく、非農地であると判断しました。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(6 番委員挙手)

どうぞ。

6 番 今回の申請はどの土地への進入路ですか。

7 番 これは市道から 167-5 を通り、167-1 へ入る進入路になります。

議長 他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 36 号番号 8 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に報告第 15 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 36 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 14 乃至 21 の 8 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

なければ私の方から質問させていただきます。

今月の解約面積がおおよそ 2 ha ありますが、解約後どうするか決まっているのですか。

局長 把握している限りでは、番号 14 から 16 については、次の方が見つかっておりません。

17 番に関しても借受人から次の耕作者を探してほしいとの依頼がありましたが、まだ見つかっておりません。数人ほど近隣の耕作者に話をしてみたものの、拒まれてしまったため現状では探している段階です。

18 番につきましては先程 3 条で購入される方がいらっしゃるため、解約することになっております。

19 番も次の方が決まっておりません。

20 番と 21 番はセットになっており、20 番で現耕作者と農地中間管理機構との間で解約を行い、21 番で中間管理機構から所有者へ戻すという形になっております。こちらについては日照と水利の問題で、現耕作者から耕作ができないとの申し出があり、所有者へ返却する形になっております。そのうち 1 つは所有者が畑として耕作するとの事です。

議長 わかりました。では他に質問はありませんか。

ないようでしたら報告第 15 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 37 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 39 ページ乃至 41 ページを御覧ください。

議案第 37 号農用地利用集積計画について、議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 35 番乃至 48 番の 14 件、34 筆、59,321 m²でございます。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありますか
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 37 号は原案どおり決定することとします。

局長 次に議案第 38 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。
43 ページを御覧ください。
議案第 38 号「農用地利用配分計画 (案)」について議案書をもとに説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 3 年 2 月 19 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 1 及び 2 の 2 件、14 筆、22,321 m²でございます。
ご審議の程お願いします。

議長 質問はありますか
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 38 号は原案どおり了承することとします。

局長 次に、議案第 39 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積について」を上程します。事務局の説明を求めます。
44 ページをご覧ください。
議案第 39 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積について」議案書をもとに説明します。
本件は、この度、山陽小野田市空き家バンク制度が施行されたことに伴い、当該制度に基づき空き家を取得する際、当該空き家に付随する農地を取得することができるよう、山陽小野田市の下限面積要件を変更するものです。
変更の内容につきましては、主査から説明させます。

主査 まず、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積についてと書かれた 1 枚ものの資料があると思いますので、そちらをご覧ください。
農地を農地のまま取得する場合は農地法第 3 条第 2 項に要件が定められております。その中で今回ご審議いただく事項に関連するものが第 5 号の下限面積要件になります。

この下限面積は農地法では取得後の農地の面積が、都府県では50a となっていますが、農業委員会が別段の面積を定め、公示したときはその面積が下限面積として定められます。山陽小野田市では30a を下限面積として定めており、今回はそれとは別に、山陽小野田市空き家バンクに登録された空き家に付随した農地に限定して農業委員会が指定した農地の別段面積を0.01a つまり1㎡と定めようとするものですが、空き家に付随する農地を一律に例外の対象とするものではなく、申請を受けて総会にて審査し、下限面積を申請分のみ例外として認め、公示後に3条による権利移動の下限面積要件を満たすこととするものです。

これは人口減少、農家の高齢化、後継者および担い手不足等により耕作放棄地が増加していることから、新規就農の促進および遊休農地の発生防止及び解消のために空き家の取得とともに農地の取得が容易になるように実施するものです。

山口県内では、資料の表にありますように、宇部市、萩市、防府市、岩国市、田布施町、阿武町が実施しております。面積につきましては宇部市と防府市が0.01a、萩市と岩国市、田布施町と阿武町が1a となっています。

今後の流れといたしましては、今回、承認が得られれば議案のとおり公示し、山陽小野田市空き家バンクに登録された所有者等から規定の申請があった場合に総会で判断し、決定されれば指定した旨の公示を行います。

指定された農地について空き家と一緒に農地の取得を希望する方がいた場合は、通常の農地法第3条の許可申請書を提出していただき、取得後5年以上継続して耕作する旨の誓約書もあわせて提出してもらうように考えています。

空き家に付随した農地を取得し、耕作管理していこうという意欲のある者に対し、農地取得の道を拓くものであり、新規就農の促進及び、遊休農地の発生防止に寄与するものであることから、山陽小野田市農業委員会においても空き家に付随した農地の下限面積の引き下げを実施したいと考えております。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明に関して何か質問はありませんか。

(6番委員挙手)

どうぞ。

6番 それならば、現行の下限面積以下でも空き家と一緒に取得するな

- ら許可するというようにしてもよかったのではないですか。
- 主査 先程説明したように、空き家に付随していれば0.01aに下限面積を引き下げます。
- 局長 今までは空き家と20aの農地を持った方が居ても農家以外の方に売ることが出来ませんでした。今回の議案では下限面積要件を引き下げ、売買が可能になるように変更するわけです。
- そのため、空き家バンクに登録した方が農地も一緒に手放したいという意思があり、農業委員会に申請があった場合は審査を行い、空き家を購入したい人が5年間適切に営農を継続することを条件に売買が可能になります。
- 6番 0.01aで公告するのは何か意味があるのですか。
- 5番 法律で、下限面積を定めることとなっているためです。
(8番委員挙手)
- 8番 よろしいですか。
- 議長 どうぞ。
- 8番 私の家の近くでも事例がありまして、欲しいものの要件を満たせないため購入できない方がいらっしゃいます。
- 若い方なのですが、下限面積要件を満たせないから購入できないと言われました。
- 5番 それは空き家バンクに登録してもらって、農業委員会から許可が出れば普通の3条申請で取得できるのではないのでしょうか。
- 14番 家を持っていたらダメなのですよ。
- 局長 あくまで空き家に付随した農地ということになっていますので、空き家バンクにこれから登録すれば対象にはなると思います。
- 8番 何十年と空き家になっていましたが、2か月前くらいに入ってしまったので、もう買っているかもしれません。
- 5番 借りているだけの可能性もありますよ。
- 主査 資料が手元にないので確実なことは言えないのですが、空き家バンクに登録される空き家の定義がありまして、既に住んでいるならば空き家とは認められないのではないかと思います。
- この制度はあくまで、今年3月1日に市のホームページ上で公開されましたので、今現在申請登録を受け付けている状態で、登録自体も空き家を登録していただき、所有者が同一の農地がある場合に農業委員会で空き家に付随する農地の登録をしてもらい、総会で決定されれば、その農地は空き家に付随した農地であることの指定をされた旨の告示を行います。

告示後に、農地取得に伴う3条申請をしてもらい、諸般の要件を満たしているかの審査を行い、許可をするという流れにしようと考えております。

議長 他に質問はありませんか。

(6番委員挙手)

どうぞ。

6番 空き家に付随した農地というのはわかりましたが、名義としては、宅地の所有者と同一となるのか、それとも家屋自体の所有者と同一となるのかどちらですか。例えば、家屋の名義が息子で、宅地の名義が母である場合など、空き家バンクへの登録はどちらの名義になるのですか。

議長 事務局お願いします。

主査 空き家バンクへの登録はあくまで空き家とそれに付随した農地を登録しますので、空き家を売買できる人に登録していただくこととなります。

6番 わかりました。それでは、空き家と同時に取得するのであれば、30aの下限面積要件も問わず、農業委員会の審査もいらないということですね。

主査 審査は必要ですし、総会での議決もあります。通常の3条申請と手順等は同一で、30aの下限面積要件が0.01aに引き下げられるのみです。

局長 配布資料をご覧ください。農地の所有者より申請をしてもらう際に、「空き家に付随した農地指定申請書」と空き家バンクに登録したことがわかる書類を提出してもらいます。その後、総会で審査し、空き家バンクに登録した空き家に付随する土地ということ指定した後に、それを公示します。併せて農地所有者にも通知を行います。その後、該当農地を取得したいという方がおられたら、第3条申請をしてもらうということになります。3条申請を出してもらう際には通常と同じように、営農計画等の提出も必要になりますので購入した農地がきちんと耕作されるという担保がないと許可を出すことは出来ません。

6番 わかりました。

8番 他の市町でも実施しているとの事ですが、実施状況はどのような感じなのですか。件数等もわかりましたらお願いします。

主査 具体的には聞いておりませんが、何件か申請があり、指定したことがあるとは聞いています。

- 8 番 わかりました。
では、他に質問はありませんか。
- 14 番 局長 これは耕作している農地は対象にならないのですか。
そうなります。
荒れている農地、耕作放棄地が対象のため、耕作中や保全管理が
されている場合は対象になりません。
- 14 番 主査 わかりました。
詳しい取り扱いについては、他市の状況も見ながら基準を定め
て、出来ましたら皆様の方にも示したいと思えます。
- 議長 事務局は情報が入り次第逐一報告していただきますようお願い
します。他に質問が無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 39 号は原案どおり承認することとしま
す。
次に報告第 16 号「非農地判定による通知について」事務局の説
明を求めます。
- 局長 45 ページを御覧ください。
報告第 16 号番号 1 について議案書をもとに説明します。
今回、B 分類の荒廃農地について非農地通知を発出するものは番
号 1 番乃至 7 番の 7 件、合計で 106 筆、面積 79,054 m²、所有者 51
人、対象は大字千崎地区外 6 地区です。
- 議長 質問はありませんか。
無いようでしたら原案どおり処理することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 局長 次回の現地調査は、4 月 5 日(月)9 時から、五十嵐委員、相本委
員でお願いします。
第 10 回総会は、4 月 13 日(火)13 時 30 分からで、会場は保健セ
ンター集団指導室です。
- 議長 以上をもちまして第 9 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いた
します。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 5 0 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

5 番委員

議事録署名委員

6 番委員
